横浜市移動支援事業登録事業者への 新型コロナウイルス感染症に係る運営支援事業補助金交付要綱

制 定 令和2年7月7日健障自第1181号(局長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出の自粛等の影響を受け、事業所 運営のための経費の確保が困難になった横浜市移動支援事業登録事業者に対し、補助金を交 付することにより、今後の障害者の生活に不可欠なサービス提供体制の強化及び移動支援事 業の継続を支援することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、社会福祉法(昭和35年法律第45号)第58条、社会福祉法人の 助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号)及び横浜市補助金等の交付に関する 規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下、「補助金規則」という。)に定めるものの ほか、この要綱の定めによるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)及び補助金規則の例による。
- 2 「移動支援事業者」とは、障害者総合支援法第77条及び横浜市地域生活支援サービス費及 び高額地域支援サービス費の支給等に関する規則(平成18年9月横浜市規則第129号。以 下、「規則」という。)の定めによって実施される横浜市障害者移動支援事業の登録を受けた サービス事業者のことをいう。

(交付対象事業所)

第3条 交付対象事業所は、移動支援事業者が横浜市に対して請求した地域生活支援サービス 費について、令和2年1月から3月までの請求審査分の平均支払い決定額に比べ、令和2年 4月から6月までの請求審査分の平均支払い決定額が10万円以上減少している事業所とす る。

(交付対象事業者)

- 第4条 交付対象事業者は、本市に所在する移動支援事業者であり、次の各号に定める事項の 全てに該当する者とする。
 - (1) 令和2年7月1日時点で横浜市障害者移動支援事業の事業者登録があること。
 - (2) 前条に規定する交付対象事業所を運営する法人であること。
 - (3)継続して移動支援サービス提供を行っており、今後も必要な感染症対策を行った上で、サービスの提供を継続する意思があること。

(対象外となる事業者)

- 第5条 前条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、この要綱に定める補助金の交付対 象外とする。
- (1) 既に横浜市へ登録廃止の届出をしている事業所。
- (2)暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以

- 下、「暴排条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。)及び暴力団員等(暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるもの。
- (3) 法令やこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っているもの。
- (4) その他、市長が適当でないと認めるもの。

(交付基準額の算定)

- 第6条 この要綱における交付基準額の算定は、横浜市地域生活支援サービス費の給付実績データに基づき、次の各号により算出した額とする。
 - (1) 令和2年1月から3月までの請求審査分の平均支払い決定額と令和2年4月から6月までの請求審査分の平均支払い決定額の差額の半額を交付基準額とする。ただし、1万円未満の端数があるときは切り捨て、上限は300万円とする。
- (2) 新規登録または事業再開により、令和2年2月審査分以降からの支払決定額しかない場合は、該当月の請求審査分から平均額を算出するものとする。
- (3) 前項までの規定に関わらず、請求システム登録のミス等により支払決定額が異常値を示している月があるときで、横浜市が認める場合、当該審査月の支払決定額を修正して平均額を算出できるものとする。
- (4) 交付基準額は事業所ごとに算出する。

(交付金額)

- 第7条 交付金額は、前条で算出した交付基準額に3を乗じた金額とする。
- 2 持続化給付金及び支払目的が同様のその他の補助金・交付金等(以下、「持続化給付金等」 という。)の交付を受けた場合、または受ける場合には、前項の金額から持続化給付金等の金 額を控除した金額とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、 補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、 運営支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を用いるものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により、市長が必要と認める申請書の添付書類は、 国民健康保険団体連合会が発行する対象となる各月の支払額確定通知書とする。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が申請書への記載を省略できる事項及び添付を 省略させることができる書類は、同条第1項第2号、第3号、及び同条第2項第1号から第 4号に規定する書類とする。
- 5 申請は対象事業所ごとに行うものとする。

(交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、 補助金を交付すべきものと認めたときは、運営支援事業補助金交付決定兼交付確定通知書(第 2号様式)により、申請者へ通知する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付

- の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により補助金等の交付をしないことと決定したときは、運営 支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該事業者へ通知する。

(申請の取下げの期日)

第 10 条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日 は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条に規定する実績報告は、第8条第2項の規定による交付申請書兼 実績報告書の提出をもって兼ねることができるものとする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定は、第9条の交付決定兼交付確定通知をもって兼ねることができるものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金交付の請求は、運営支援事業補助金請求書(第4号様式)により行わなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する時は、交付決定の 全部又は一部を取り消し、返還を請求することができる。
 - (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第4条第1項各号に該当しないことが判明したとき、または第5条第1項各号のいずれかに該当していることが判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 第8条第2項の申請の後に持続化給付金等の交付がなされ、第6条及び第7条第1項の算 定金額に変更が生じたとき。

(警察本部への照会)

第15条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等及 び暴力団員等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第16条 補助金規則第24条ただし書きの規定により、補助事業者は、この要綱に係る補助金の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合、いかなる場合においても市内事業者による入札又は見積書の徴収を行う必要はない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平

成20年厚生労働省告示第384号)を準用する。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には移動支援事業者の請求データも対象とし、その保存期間は 5 年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、運営支援事業補助金に対する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又 は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。